二　日本私立学校振興・共済事業団
三　沖縄振興開発金融公庫
四　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
五　日本中央競馬会及び日本年金機構

附　則

（施行期日）

1　この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

2　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項の表に次のように加える。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条	同条の政令で定める独立行政法人

（総合法律支援法施行令の一部改正）

3　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項に次の一号を加える。

四　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条　同条の政令で定める独立行政法人

法務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○農林水産省令第二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「顧問（第五百八十三条）」を「農林水産省顧問及び農林水産省参与（第五百八十三条・第五百八十三条の二）」に改める。

「第三章　顧問」を「第三章　農林水産省顧問及び農林水産省参与」に改める。

第五百八十三条に見出しとして「（農林水産省顧問）」を付し、同条中「顧問」を「農林水産省顧問」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（農林水産省参与）

第五百八十三条の二　農林水産省に、農林水産省参与を置くことができる。

2　農林水産省参与は、農林水産省の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3　農林水産省参与は、非常勤とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の農林水産省組織規則第五百八十三条第一項の規定により置かれた顧問は、この省令による改正後の農林水産省組織規則第五百八十三条第一項の規定により置かれた農林水産省顧問とみなす。